

令和 6 年 9 月 1 0 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 9 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

同 意 第 5 号 洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

報 告 第 7 号 健全化判断比率の報告について

報 告 第 8 号 資金不足比率の報告について

報 告 第 9 号 株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について

議案第 1 2 号 洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正について

議案第 1 3 号 洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 1 4 号 洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第 1 5 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 1 6 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 7 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

認 定 第 1 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

認 定 第 2 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

認 定 第 3 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

認 定 第 4 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認 定 第 5 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

認 定 第 6 号 令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について

認 定 第 7 号 令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について

同意第5号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、
下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
功 労 表 彰		橋 本 志津男	
功 労 表 彰		石 川 修 一	
功 労 表 彰		京 谷 一 弘	
功 労 表 彰		荒 哲 雄	
功 労 表 彰		菊 地 新 市	
功 労 表 彰		入 谷 松 一	
功 労 表 彰		福 原 博 文	
功 労 表 彰		阿 部 重 徳	
功 労 表 彰		三 島 基 幸	

報告第 7 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

(別 紙)

健全化判断比率の状況(令和5年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	10.8	23.9

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
4,488,919	19,969	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第8号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

(別 紙)

資金不足比率の状況(令和5年度)

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業会計	簡易水道事業会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,488,919	19,969				

報告第9号

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第 3 4 期 事 業 報 告 に つ い て

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

1 会社の概要

(1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- ① キャンプ場の運営
- ② 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- ③ 飲食店及び喫茶店の経営
- ④ 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- ⑤ その他

(2) 主な事務所

本 社	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地
キャンプ場	北海道虻田郡洞爺湖町月浦 5 6 番地

(3) 株式の状況

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 1 1 , 9 6 0 株 |
| ② 発行済株式総数 | 2 , 9 9 0 株 |
| ③ 株 主 数 | 1 4 名 |

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	下 道 英 明
取締役	大 西 英 生
取締役	長谷川 義 郎
取締役	田 仁 孝 志
取締役（専務）	皆 見 亨
監査役	金 子 建
監査役	傳 正 宏

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男 子	3 名	6 0 歳
女 子	3 名	6 3 歳
計	6 名	

※上表のほか、臨時職員・男子2名＋女子2名在籍

2 事業の概要

当期事業の経過と成果

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行し、実質的には日常生活における制約がほぼない状態となり、以前の社会生活を取り戻しつつある当期でありました。

そのような中、トイレの洋式化については、2ヶ年度事業として完了させるなど利用者からのニーズに基づき施設の改修に努めてまいりましたが、当期の利用者数は14,137人、前年度比80.3%（3,463人減）となり、前年度を下回る利用者数となりました。

要因としては、台風の影響により2日間閉鎖したこと、及び昨年度より連休となる回数が少なかったこと、更には新型コロナウイルスの影響により閉鎖していた他のキャンプ場が今年度は再開したことなどにより、利用者が減少したものであります。

経営面では、令和5年度の売上総利益は24,911千円、販売及び一般管理費などの経費は27,589千円（うち減価償却費3,092千円）となり、いわゆる本業部分では営業損失2,678千円となりました。

なお、当期は営業外収益として雑収入787千円を加算しており、本業+本業外を合わせた決算では、経常損失1,891千円となりました。

最後に、既に始まった令和6年度（第35期）の営業につきましても、新型コロナウイルス感染症の完全終息を願いつつ、お客様とスタッフの安心安全を最優先に努めてまいり所存です。

株主様及び役員各位におかれましても引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3 財務関係

期	第34期
項 目	自： 令和 5年 4月 1日 至： 令和 6年 3月31日
営 業 損 失	2, 6 7 8千円
経 常 損 失	1, 8 9 1千円
当期純損失	1, 8 9 1千円
当期末処理損失	2 6, 5 7 5千円
1株当り当期損失	8, 8 8 7円
総 資 産	1 2 3, 4 8 7千円
純 資 産	1 2 2, 9 2 5千円
1株当り純資産	4 1, 1 1 2円

決 算 報 告 書

(第 34 期)

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

株式会社 グリーンスティ洞爺湖

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地

貸 借 対 照 表

令和 6 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 64,142,671】	【流 動 負 債】	【 561,880】
現金及び預金	63,962,535	前 受 金	33,000
商 品	172,936	預 り 金	18,780
前 払 費 用	7,200	未 払 消 費 税	510,100
【固 定 資 産】	【 59,344,792】		
(有形固定資産)	(25,773,212)	負債の部合計	561,880
建 物	22,025,138	純 資 産 の 部	
建物付属設備	2,842,287		
構 築 物	107,379	【株 主 資 本】	【 122,925,583】
機 械 装 置	745,607	(資 本 金)	(49,500,000)
車 輛 運 搬 具	1	資 本 金	49,500,000
一括償却資産	52,800	(資 本 剰 余 金)	(100,000,000)
(無形固定資産)	(33,518,500)	その他資本剰余金	100,000,000
借 地 権	33,518,500	(利 益 剰 余 金)	(Δ26,574,417)
(投資その他の資産)	(53,080)	繰越利益剰余金	Δ26,574,417
出 資 金	50,000		
預 託 金	3,080	純資産の部合計	122,925,583
資産の部合計	123,487,463	負債及び純資産の部合計	123,487,463

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	18,329,840	
売 店 収 入	1,965,880	
レ ン タ ル 売 上	974,580	
委 託 運 営 収 入	4,367,700	
ゴ ミ 処 理 手 数 料	741,300	26,379,300
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	117,150	
商 品 仕 入 高	1,523,769	
合 計	(1,640,919)	
期 末 棚 卸 高	172,936	1,467,983
売 上 総 利 益		(24,911,317)
【販売費及び一般管理費】		27,589,403
営 業 損 失		(2,678,086)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	1,219	
雑 収 入	785,708	786,927
経 常 損 失		(1,891,159)
税引前当期純損失		(1,891,159)
当 期 純 損 失		(1,891,159)

販売費及び一般管理費

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

科 目	金 額	円
広 告 宣 伝 費	93,500	
給 与 手 当	10,265,647	
賞 与	390,000	
雑 給	3,260,349	
法 定 福 利 費	1,084,368	
厚 生 費	234,770	
減 価 償 却 費	3,092,164	
修 繕 費	45,100	
事 務 用 品 費	28,874	
水 道 光 熱 費	1,387,277	
旅 費 交 通 費	146,000	
租 税 公 課	1,634,332	
交 際 接 待 費	219,818	
保 険 料	259,590	
通 信 費	165,373	
諸 会 費	95,515	
車 輦 費	370,588	
新 聞 図 書 費	184,800	
地 代 家 賃	1,200,000	
会 議 費	148,380	
園 地 管 理 費	1,704,916	
雑 費	1,578,042	
販売費及び一般管理費		(27,589,403)

株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

(単位 円)

株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	49,500,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	100,000,000
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	100,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△24,683,258
	当期変動額	△1,891,159
	当期末残高	△26,574,417
利益剰余金	当期首残高	△24,683,258
	当期変動額	△1,891,159
	当期末残高	△26,574,417
株主資本	当期首残高	124,816,742
	当期変動額	△1,891,159
	当期末残高	122,925,583
純資産の部	当期首残高	124,816,742
	当期変動額	△1,891,159
	当期末残高	122,925,583

議案第12号

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年洞爺湖町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
町長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
町長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険条例（平成18年洞爺湖町条例第105号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第14号

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

別紙

区分	頁	行数	変更前					頁	行数	変更後					変更の理由
2-2. 産業の振興	20	15	(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）					20	15	(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）					事業及び事業内容追加のため
			持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考			持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
			2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・観光	略	略	略			2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・観光 ・商業	略 ■まちポイント活用事業 【事業内容等】 行政開催の事業等の参加者に地域内の買い物や交通利用時等に使用できる地域ポイントを付与し、外出機会の創出及び町内消費活動の循環を図る。	町・商工会	略	

区分	頁	行数	変更前					頁	行数	変更後					変更 の理 由
2-2. 産 業 の 振 興	42	11	(3) 計画 事業計画 (令和3年度～令和7年度)					42	11	(3) 計画 事業計画 (令和3年度～令和7年度)					事 業 及 び 事 業 内 容 名 追 加 の た め
			持続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考			持続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考	
			2 産業 の 振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業 ・観光	略	略	略			2 産業 の 振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業 ・観光 ・商業	略 ■まちポイント活 用事業 【事業内容等】 行政開催の事業等 の参加者に地域内 の買い物や交通利 用時等に使用でき る地域ポイントを 付与し、外出機会 の創出及び町内消 費活動の循環を図 る。	略 町・商 工 会	略 【効果】 ポイント活 動のために 外出が増え ることで、 公共交通の 利用促進及 び町内消費 活動の活性 化が図られ る。	

議案第15号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように変更する。

第4条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第16号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,151,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 地 方 譲 与 税		71,976	1,228	73,204
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	3,476	1,228	4,704
11. 地 方 交 付 税		3,500,000	117,845	3,617,845
	1. 地 方 交 付 税	3,500,000	117,845	3,617,845
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		53,205	4,155	57,360
	1. 分 担 金	16,703	4,155	20,858
15. 国 庫 支 出 金		631,144	9,298	640,442
	2. 国 庫 補 助 金	339,569	8,300	347,869
	3. 委 託 金	2,206	998	3,204
16. 道 支 出 金		322,206	4,251	326,457
	2. 道 補 助 金	103,391	4,251	107,642
19. 繰 入 金		301,150	△ 78,800	222,350
	1. 繰 入 金	301,150	△ 78,800	222,350
21. 諸 収 入		77,375	759	78,134
	5. 雑 入	55,153	759	55,912
22. 町 債		1,032,900	7,500	1,040,400
	1. 町 債	1,032,900	7,500	1,040,400
歳 入 合 計		8,085,546	66,236	8,151,782

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		858,067	16,366	874,433
	1. 総 務 管 理 費	832,457	16,366	848,823
3. 民 生 費		1,785,937	109	1,786,046
	1. 社 会 福 祉 費	1,183,371	109	1,183,480
4. 衛 生 費		888,402	9,709	898,111
	1. 保 健 衛 生 費	219,008	9,709	228,717
5. 労 働 費		3,200	3,000	6,200
	1. 労 働 費	3,200	3,000	6,200
6. 農 林 水 産 業 費		157,833	14,757	172,590
	1. 農 業 費	97,428	10,636	108,064
	2. 林 業 費	10,628	1,221	11,849
	3. 水 産 業 費	49,777	2,900	52,677
7. 商 工 費		323,354	2,915	326,269
	1. 商 工 費	54,691	2,248	56,939
	2. 観 光 費	268,663	667	269,330
8. 土 木 費		1,048,911	13,202	1,062,113
	1. 土 木 管 理 費	33,806	759	34,565
	2. 道 路 橋 梁 費	371,266	5,497	376,763
	3. 河 川 費	4,200	3,292	7,492
	5. 都 市 計 画 費	344,174	54	344,228
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	252,592	3,600	256,192

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教 育 費		429,338	6,029	435,367
	1. 教 育 総 務 費	127,213	1,368	128,581
	2. 小 学 校 費	79,973	902	80,875
	3. 中 学 校 費	62,564	1,043	63,607
	4. 社 会 教 育 費	71,450	810	72,260
	5. 保 健 体 育 費	88,138	1,906	90,044
13. 予 備 費		25,696	149	25,845
	1. 予 備 費	25,696	149	25,845
歳 出 合 計		8,085,546	66,236	8,151,782

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
農業施設整備事業債	12,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又は その他資金とし、 その融資条件に よる。 ただし、町財政 の都合により措置 期間及び償還 期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換 えることができる。	14,000	同左	同左	同左
道路橋梁債	147,800	同上	同上	同上	154,000	同上	同上	同上

議案第 17 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 570 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 333, 190 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-31-

認定第1号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第2号

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第3号

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第4号

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第5号

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第6号

令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第 7 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明